

**福岡市油山市民の森及び油山牧場の管理に関する実施協定書（案）**

福岡市（以下「市」という。）と指定管理者●●（以下「指定管理者」という。）は、福岡市油山市民の森及び油山牧場の管理に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）第5条の規定に基づき、市が指定管理者に支出する指定管理料の額その他必要な事項について次のとおり福岡市油山市民の森及び油山牧場の管理に関する実施協定書（以下「この協定」という。）を締結する。

## （期間）

第1条 この協定の期間（以下「協定期間」という。）は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

## （業務内容）

第2条 協定期間に実施する業務内容は基本協定書に定めるもののほか、別紙1「油山市民の森及び油山牧場の指定管理者が行う管理運営業務の細目」及び別紙2「指定管理業務の事業計画書」のとおりとする。

## （収入及び経費の考え方）

第3条 指定管理者は、市からの指定管理料及び体験イベント等にかかる実費相当分の利用者負担金により、管理運営業務を行うものとする。

## （指定管理料の額）

第4条 基本協定書第5条で規定する指定管理料の額は●●●●●●円（消費税及び地方消費税の額を含む）とする。

2 前項の指定管理料には修繕費として5,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）、備品購入費として1,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を含む。

## （指定管理料の支払）

第5条 基本協定書第5条に規定する指定管理料の支払方法等については、次のとおりとする。

- (1) 指定管理者は、事業開始前に当該年度の資金計画表を提出しなければならない。
- (2) 指定管理者は、資金計画表に基づき、当月分の指定管理料を前月の18日までに市に請求することとする。
- (3) 市は、指定管理者の請求に基づき、当該月の15日までに概算で支払うものとする。
- (4) 第2号の規定にかかわらず、4月分については4月9日までに市に請求することとする。
- (5) 第3号の規定にかかわらず、4月分については4月23日までに概算で支払うものとする。

## （精算）

第6条 市は、第4条第1項に定める指定管理料について、余剰が生じたとしても返納を求めないものとする。

2 指定管理者は、協定期間満了後、第4条第2項に定める修繕費及び備品購入費に係る

精算報告書を市に提出し、精算を行うものとする。

- 3 指定管理者は、前項による精算の結果、修繕費及び備品購入費に余剰金が生じた場合には、第1項の規定に関わらず、余剰金を市に返納するものとする。ただし、不足が生じた場合の追加支給は行わないものとする。なお、修繕費又は備品購入費についてそれぞれ第4条第2項に定める額を超えて使用した場合については、修繕費と備品購入費との間での流用を可能とする。

#### (修繕)

第7条 基本協定書第10条第2項ただし書に規定する軽微な修繕とは、1件20万円未満のものとする。

- 2 緊急かつやむを得ない場合を除き、1件30万円以上の修繕は市の負担で、30万円未満の修繕は指定管理者の負担で、それぞれ行うものとする。

#### (備品)

第8条 基本協定書第16条に規定する備品とは、購入価格が概ね税込み5万円以上かつ、耐用年数が2年以上のものとする。

- 2 指定管理者は、指定期間中、別紙3「油山市民の森等 備品台帳」に示す備品等を使用することができるものとする。

#### (遺失物)

第11条 油山市民の森等内で金品等の貴重品以外の遺失物を発見、又は届け出られた場合、形状及び発見日時等必要事項を記録し、油山市民の森等内の事務所において3ヶ月保管するものとし、保管期間を過ぎても遺失者が現れないときは、遺失物を処理できるものとする。

- 2 遺失物の照会があった場合、照会日時、照会者の氏名、住所、連絡先、物品の内容等を記録し、返却時には内容を確認すること。
- 3 発見、又は届け出られた遺失物が金品等の貴重品の場合、届け出たものの氏名、住所、連絡先、物品の内容等を記録し、速やかに最寄りの警察に届け出るものとする。

#### (廃棄物の削減)

第12条 指定管理者は、油山市民の森等内で発生する廃棄物の発生抑制に努めなければならない。

- 2 廃棄物の処理にあたっては、福岡市の分別ルールに沿って適切に分別を行い、市が構築する回収ルートを活用するなどして可能な限り資源化に努めることとする。

#### (施設の適正な維持)

第13条 施設又は設備に故障が発生した場合、指定管理者は発生年月日、場所、故障状況を記録し、保存しなければならない。

- 2 施設の運営に重大な影響を及ぼす故障等が発生した場合、指定管理者は、速やかに市に発生年月日、場所、故障状況を報告するとともに、対応及び修繕の方法について協議するものとする。

#### (情報公開)

第14条 油山市民の森等の管理に関し、指定管理者が作成した文書は、福岡市情報公開条

例及び同条例施行規則に基づく請求があった場合、公開するものとする。

(個人情報・情報資産の保護)

第 15 条 指定管理者は、業務上取り扱う利用者の個人情報及び情報資産の管理にあたり、情報管理責任者を選定し、市に報告するものとする。

2 保管期限を過ぎた個人情報・情報資産については、情報管理者立会いのうえ物理的に廃棄又はデータの消去を行わなければならない。

3 指定管理者は個人情報・情報資産の保護について、実施体制に係るすべての要員に対して必要な研修を行うものとする。

4 個人情報・情報資産の保護については、基本協定書の別紙 2「個人情報・情報資産取扱特記事項」によるものとする。

(事業評価)

第 16 条 指定管理業務の事業評価については、別添「モニタリング実施要領」に基づき実施するものとする。

(協議)

第 17 条 この協定の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定に定める事項を変更する必要があるときは、市及び指定管理者が協議のうえ決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書●通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

福岡市

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市長 高 島 宗 一 郎

指定管理者

別紙1 油山市民の森及び油山牧場の指定管理者が行う管理運営業務の細目

※事業提案を踏まえて協定締結時に調整します。

別紙2 指定管理業務の事業計画書

※事業提案を踏まえて協定締結時に調整します。

別紙3 油山市民の森等 備品台帳

※事業提案を踏まえて協定締結時に調整します。